

館山市ワーケーション実証事業業務委託仕様書

1. 業務名

館山市ワーケーション実証事業業務委託

2. 目的

本市は、東京の中心部から100km圏内にあり、良好な交通アクセスに加え、都心から比較的近い立地条件でありながら、温暖な気候と輝く海、緑豊かな自然に囲まれ、多様なアクティビティを体験することができる。都心部の住民にとって仕事と余暇を両立させながら暮らすことが可能な地域であり、ワーケーションの拠点として、2拠点・多拠点居住地として、さらには移住先として、高いポテンシャルを備えている。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大がきっかけとして働き方が見直され、自宅からオンラインで働くテレワークや、自宅とは異なる環境で余暇と仕事を両立させながら働くワーケーションが急速に普及しており、この傾向は、今後も続くものと考えられる。

これらのことから、本市では、まちぐるみでワーケーションを推進し、地域経済の活性化を図るとともに、将来的な移住・定住人口の増加、さらには企業誘致の実現を目指すことを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

4. 業務内容

(1) 本業務の受託者は、以下に定める業務を実施すること。

①ワーケーション体験プログラムの開発

- ・単なるワーケーション体験プログラムではなく、他地域で実施しているワーケーション体験プログラムと比較し、本市の優位性や特長のあるプログラムを開発すること。
- ・首都圏のIT系企業等のニーズを考慮した上で、体験プログラムを開発すること。
- ・IT系企業等の担い手となる人材育成や、企業合宿の誘致に繋げるため、地元高校生との連携可能性について検討すること。

②モニター参加によるワーケーション体験プログラムの実施

- ・①で開発した「ワーケーション体験プログラム」を基に、情報発信力のある企業や個人等にモニター参加してもらい実施する。
- ・原則、モニター参加者は10名以上とし、2泊3日以上市内滞在を最低1回行う

こと。

- ・宿泊先については、本市と協議の上、市内宿泊施設とすること。
- ・ワーケーション体験プログラムの実施については、受託者が調整を行い、できるだけ参加企業の要望に対応すること。
- ・ワーケーション体験プログラムの実施後は、プログラムの改善点等をモニター参加者からのヒアリング・アンケート調査を行い、フォローアップを行うこと。

③キャッチコピーの考案

- ・本市の優位性や特長に加え、ワーケーション体験プログラムの実施結果を踏まえ、まちぐるみでワーケーションを推進していく上でのキャッチコピーを考案すること。

※ワーケーション体験プログラムの実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を行うこと。

※上記①から③までの業務内容については、本市及び地域おこし協力隊（ワーケーション推進担当）が推進するワーケーションをイメージし、地域おこし協力隊（ワーケーション推進担当）及び本市担当者と協議を行うこと。

5. 成果品の提出

受託者は、本事業終了後、速やかに実績報告書を作成し、業務完了報告書と併せて、本市に提出すること。

6. 納品場所・期限

場所：館山市経済観光部雇用商工課（住所：館山市館山1564-1）

期限：令和4年3月31日（木）

7. 留意事項

(1) 一般事項

- ・業務の遂行状況について随時報告を行うこと。
- ・業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者において入手するほか、必要に応じて随時貸与する。なお、貸与した資料等の複製の可否、返却等については、本市の指示に従うこと。
- ・委託業務期間は基より委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た機密、個人情報等は他には漏らしてはならない。

(2) 業務体制

- ・あらかじめ本市と調整したスケジュールで行うこと。

- ・制作作業にあたっては、委託業務を総括し、本市からの支持を受ける窓口として制作責任者を置き、市、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等により、業務の実施が困難な場合には、本市と協議の上、業務内容の変更に柔軟に対応すること。

8. 協議

この仕様書について、疑義が生じた場合、又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、本市と協議すること。